

喜多方市令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱（案）

令和7年5月15日制定

（趣旨）

第1条 市は、令和7年2月4日以降の大雪により被災した農業者等の経営継続による産地の維持に向け、農畜産物の生産に必要な施設の復旧等の事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）、福島県令和6年度大雪災害特別対策事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（対象とする取組）

第2条 対象とする災害は、令和7年2月4日以降の大雪による農業災害であり、その災害からの復旧に係る取組とする。

（補助の対象及び補助額等）

第3条 補助金は、前条の取組を実施した場合に交付するものとし、補助の対象となる事業の種類、事業の内容、補助対象経費、補助率等については、別表並びに県実施要領第3の別表1及び2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助の対象となる事業ごとに前項に掲げる補助率の範囲内で市長が定める額とする。

（補助事業者の要件）

第4条 補助事業者は、令和7年2月4日以降に発生した雪害の被災者であって、施設共済、農作物共済や収入保険等のセーフティーネットについて、いずれか1つ以上に加入しているか又は、加入の意志がある農業者若しくはこれら農業者が複数戸で構成する団体とする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施報告書（様式第2号）を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、前条の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の対象となる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第7条 補助事業者は、補助事業等の完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。

(申請を取り下げることが出来る期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請を取り下げることが出来る期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、事業が完了した場合は、速やかに事業実施報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限を受ける期間及び内容)

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同項第2号及

び第3号に規定する別に定める財産は、県交付要綱第12条のとおりとする。

なお、前項の処分を受ける期間内に規則第18条第1項の財産処分を行う場合は、令和6年度大雪農業災害特別対策事業財産処分申請書（様式第5号）により、市長及び県知事の承認を受けなければならない。

（会計帳簿の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した関係帳簿その他書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、県要綱第13条第2項に定める財産管理台帳を第11条に規定する期間内備えておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月15日から施行する。
- 2 この要綱により実施する事業で対象とする災害は、令和7年2月4日から令和7年3月31日までの大雪による農業災害とする。
- 3 この要綱により実施する事業については、喜多方市農業振興事業補助金及び交付金交付要綱別表の2に規定する農業災害対策事業を適用しない。

別表（第3条関係）

事業名	対象経費	補助率
令和6年度大雪農業災害特別対策事業	補助事業者が営農の継続を前提として行う以下1～3の取組を対象とする。 1 施設の復旧 (1) 栽培・販売を目的として設置されている施設の修繕・復旧 ※ 「栽培を目的として設置されている施設」とは、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」の適用となる園芸施設等のうち、栽培に用いられている施設及び果樹棚とする。 ※ 耐用年数超過のものを含む。 (2) 被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む附帯設備の修繕・取得 ※ 耐用年数超過のものを含む。 (3) その他営農上不可欠であり、特に県知事が認める施設の修繕・復旧 ※ 「営農上必要不可欠であり、特に県知事が認める施設」とは、以下の全てを満たすものとする。 ① 農業用倉庫・機械庫・作業場・畜舎など、専ら農業用として活用している施設であること。 ② 設置に係る法令を満たしていること。 ③ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの。 ④ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの。 ※ 耐用年数超過のものを含む。 ※ 「半壊以上」とは、損壊部分はその施設の延べ床面積の20%以上のもの。	1 施設の復旧 対象事業費の2／3以内 ※ 規格・規模の変更は可とするが、原形復旧を超える部分の費用は自己負担とする。 ※ (3)について、建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、償却資産評価額を補助対象経費の上限額とする。

	2 施設の撤去 (1) 栽培・販売を目的として設置されている施設 ※ 「栽培を目的として設置されている施設」とは、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」の適用となる園芸施設等のうち、栽培に用いられている施設及び果樹棚とする。 ※ 耐用年数超過のものを含む。 (2) その他営農上不可欠であり、特に県知事が認める施設の修繕・復旧 ※ 「営農上必要不可欠であり、特に県知事が認める施設」とは、以下の全てを満たすものとする。 ① 農業用倉庫・機械庫・作業場・畜舎など、専ら農業用として活用している施設であること。 ② 設置に係る法令を満たしていること。 ③ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの。 ④ 建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの。 ※ 耐用年数超過のものを含む。 ※ 「半壊以上」とは、損壊部分はその施設の延べ床面積の 20%以上のもの。 3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入 (1) 被害を受けた農産物の樹草勢回復用の肥料の緊急的な購入 (2) 被害を受けた農産物を対象として、病虫害の緊急防除を行うに必要な農薬の購入及び防除のための防除機等の借り上げ (3) 被害を受けた農産物等の再生産のための追いまき、改補植用又は代替作物の種苗の購入	2 施設の撤去 1 / 2 以内 (対象となる被災施設の面積に県実施要領別表 1 の助成単価を乗じて得た額の 1 / 2 以内) 3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入 対象事業費の 2 / 3 以内
--	---	---